

判決の要点「医療選択権」理解の大事

判決の概要 平成23年9月29日判決 平成23年（ネ）第4422号慰謝料請求事件

柔道整復師医療について患者の医療選択権が人権として理解されてきました。今まで交通事故患者に対し、警察が事件の構図として「傷病の証拠能力」の根拠として柔道整復師の証明よりも医師の証明の方が高く良いと判断し、当然のこととして患者に医師受診を求め、柔道整復師排除の対応を行った事についてどのような注意点があるかという問題です。裁判は、患者の医療選択権を認め、「法的に保護すべき利益」と解し、警察による柔道整復師医療選択妨害は許されないとした。

本件は、警察が患者の柔道整復師医療選択にもかかわらず、別途、医師受診の証明を求めた事に対し、警察はその様な事は無いと否定したが、医療選択妨害・受診妨害として注意すべきであるとした。しかし、その妨害の実態を見ると、必ずしも強制命令的ではなく、また、患者自身も「警察の言」の誤りを承知の上で柔道整復師医療選択を行っていること、さらに警察が、「医療選択妨害問題」などの意識は無いことを患者に伝え、また、警察として患者と行動を共にした者に既に謝罪していることを掲げ、医療選択妨害問題が成立する要点として警察の具体的柔道整復師医療選択に対する妨害とその程度の注意が大事であるとされた。

事件の注意点

「医療選択権」が真正面から問われた意義の大事

患者の人権問題として医療選択権が認められた意義の大事

柔道整復師医療に対し医療選択の対象として認められた意義の大事

医師対柔道整復師の比較で医師優先対柔道整復師劣後の誤解

警察の権限と医療選択権の調整の大事

警察の権限といえども国民の人権（患者の医療選択権）の尊重と責務

事件提起者の意識に敬意と感謝

医療選択権が人権の大事として提起した者の意識に敬意と感謝

判決の皮肉

本件患者の意識の高さが提起した問題の凄さと、この「凄さ」の意思者のため警察権限屈服拒否で「受診妨害不成立」の皮肉。もし、通常者で屈服し、医師受診余儀無し者なら「受診妨害成立」の皮肉。

判決の注意点「被害の認定」と「対象要件」の要点

本件は、意思強固者で「受診妨害不成立」としたが、もともと警察が医師診断書要求（程度の注意）が無ければ患者の「医師受診に要する心身の苦痛や費用・労力等負担」は不要で、この負担判断が問われた問題の注意で、その実害は対象とされる。因に、もしヤクザに脅された者が、抵抗して追い返した場合に「たとえ何がしかの負担があっても追い返したから脅し問題不成立」とするのかどうかの疑問。「最近の暴力団対策規制」以上の警察の公権力の疑問は慎重さが求められる。

判決の参考箇所（抜粋）

第2事案の概要

A 巡査部長から「柔道整復師は、国家資格でないので駄目です。」「国家資格でないので、接骨院の診断書では駄目です。」「病院に行って下さい」と言われ、翌日、B 巡査部長から「柔道整復師作成の診断書はとりあえず受け取るが、接骨院は医師ではなく、国家資格ではないから困る」と言われた行為（医師の診断書を提出するように言われた行為）が控訴人の医療選択の自由を侵害する不法行為であるとして、被控訴人に対し、国家賠償法1条1項に基づき55万円（慰謝料50万円及び弁護士費用5万円）及びこれに対する不法行為の日である平成22年1月9日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

第3当裁判所の判断

- ① 本件事故当日 A 巡査部長が医師の診断書と柔道整復師の施術証明書の異同を説明したり、診断書の提出を求め、病院に早めに行った方がいいと言ったこと、B 巡査部長が本件事故翌日に上記面会の際、医師の診断書の方がいいのではないかと言ったり、他に痛みが出たらどうするのかと尋ねたり、整骨院ではレントゲンが撮れないなどと話していることが認められる。
- ② もっとも、交通事故による損害賠償訴訟等において、柔道整復師の施術証明書が病院の医師による診断書と比べて証明力が劣るとされる場合があるとの理解に基づき、

A 巡査部長及びB 巡査部長が民事上のトラブルを想定して、そのような趣旨で助言の意味を込めて発言していたと解する余地もあるが、そのことゆえに上記認定が左右されるものではない。

- ③ 控訴人が本訴で主張する被侵害利益は、A 巡査部長及びB 巡査部長の本件各発言による不安感も含まれていると解せられる。そして、不安感もそれを抱かされ内心の静穏な感情を害されるに至れば、法的に保護すべき利益であると解される。
- ④ 控訴人代理人から「交通事故の場合は治療をするには整骨院じゃ駄目で、病院に行って医師に診てもらわなきゃいけないんじゃないかと、そういうふうに思いましたか。」と問われて、「いや、私の認識ではそういうふうに思いませんね。」と述べている（控訴人尋問調書6頁）ことに照らせば、その不安感、それを抱かされ内心の静穏な感情を害されるに至ったものとは到底いえないから、本件各発言による控訴人主張の利益の侵害は認められないというべきである（したがって、損害の発生は認められない。）。
- ⑤ C 警部がAらの本件各発言につき控訴人と行動を共にしていたKに対し、同年2月5日謝罪している。そうすると、控訴人の不安感の程度、Aらの本件各発言の内容と影響、それに対する控訴人の認識と行動、警察の謝罪などにかんがみれば、Aらの本件各発言をもって国家賠償法上の違法と評価することなど到底できないというべきである。
- ⑥ 以上によれば、控訴人の請求は、理由がない。

柔道整復師医療健全化の「橋頭堡」

「橋頭堡」とは渡河作戦・上陸作戦などで攻撃の拠点として敵地に築く陣地。相手を攻める拠点のたとえ。

従来、柔道整復師医療について「医師と比較され否定される問題」の誤りが次々と解決されてきました。その注意の本質が「医療」とは何か、誰れのものか、「資格」とは何か、「制度」とは何かについて、国民のものを医師（資格者）のものと誤解していた誤りの注意です。国民の柔道整復師医療選択に対し「人権問題」として認められてきたもので、今後の柔道整復師法改正問題、傷病名適正表記問題、療養費算定基準「告示」準拠問題の対策の大事な要点です。国民医療のための整復医療正常化の正解です。